

平成27年度第1回鎌ヶ谷市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成27年9月17日（木）13時30分～14時30分

開催場所 総合福祉保健センター 4階会議室

委員出席者 徳田訓康、山本幸子、小田桐清志、川村浩幸、飯ヶ谷清、
赤岩けさ子、高橋勇、葛山洋子、相浦芳信、奥山喜和子

委員欠席者 野村直人、中川義也、高野洋平

事務局出席者 高岡市民生活部長、吉野副参事（事）保険年金課長
保険年金課…井上課長補佐（事）国保給付係長、青戸保険料係長、
飯村主任主事、副島主任主事
健康増進課…菅井健康増進課長、西山主幹、米井主査

○市民生活部長あいさつ

1 開 会 吉野保険年金課長

委員定数2分の1以上の出席であり、会議が成立していることを報告した。会議については、平成13年2月9日に行われた国民健康保険運営協議会において会議は非公開とし、会議録は委員名を伏せて公開と決定しているが異議が無い旨を確認した。

2 会長・会長代行の選出

川村委員より会長は徳田委員、会長代行は山本委員の推薦があり、全会一致により、会長及び会長代行に選出された。

3 議 事

（1）国民健康保険料率改定について（諮問）

◎保険年金課長より、会長へ「諮問書」を手渡した。

議 長：国民健康保険料率改定について、事務局へ説明を求める。

事務局：鎌ヶ谷市の国民健康保険事業につきましては、特別会計により運営していますが、現在、保険料の据え置きと医療費の増加等により大変厳しい財政運営が続いています。

具体的には資料4ページ（3）国保運営と応能・応益割の改善をご覧ください。ご覧のとおり、国民健康保険の運営状況については、一般会計等からの繰

入金が無ければ、ここ3年間、約7億程度の赤字が続いており、平成28年度については、さらに約2億4千万円増の赤字が見込まれております。その中でも後期高齢者支援金分が大きな割合を占めています。

そこでまず初めに、保険料の構成についてご説明します。

保険料は、医療費の給付に充てるための医療分と、75歳以上の後期高齢者医療制度を支えるため、全ての保険者が負担することになっている後期高齢者支援分と、40歳以上64歳までの被保険者が介護保険を支えるための介護納付分の3つから構成されており、それぞれに保険料率や平等割・均等割が定められています。

次に、医療分・後期高齢者支援分・介護分の財政構造を説明させていただきます。

資料6ページをお開きください。

左上の図をご覧ください。

まず医療分についてでございますが、歳入は、国・県からの補助金や前期高齢者交付金、一般会計からの繰入金等で賄われ、保険給付費として市から歳出されます。

被保険者は、図では便宜上、自己負担3割、保険給付費が7割と表記されておりますが、医療費の1～3割が自己負担となり、残り7～8割が保険給付費として市が負担します。

続いて、右上の図をご覧ください。

後期高齢者支援分につきましては、歳入は、国・県からの補助金、一般会計からの繰入金等で賄われ、後期支援金として市から歳出されます。

75歳以上の後期高齢者医療制度は、公費5割、後期高齢者医療保険料1割、保険者負担4割の負担になるよう国が財源を定めています。このうちの保険者負担4割分に対し、鎌ヶ谷市も保険者として、後期高齢者支援金を支出しています。

最後に、左下の図をご覧ください。

介護納付金分でございますが、歳入は、国・県からの補助金、一般会計からの繰入金等で賄われ、介護納付金として市から歳出されます。

介護保険は、公費5割、65歳以上の保険料約2割、40歳以上64歳までの第2号被保険者に係る保険者負担3割の負担になるよう国が財源を定めています。この内、保険者負担約3割分に対し、鎌ヶ谷市も保険者として、介護納付金を支出しています。

また、保険料につきまして、所得に応じて賦課される応能割、世帯ごとに賦課される平等割、被保険者ごとに賦課される均等割を応益割としており、国民健康保険法施行令には応能割・応益割バランスは5：5となるように定められております。しかし、平成27年度の鎌ヶ谷市における後期高齢者支援金分の応能割・応益割バランスは7：3となっており、不均衡の状態が続いております。

次に7ページをご覧ください。7ページには平成27年度における近隣13

市の保険料比較が明記されています。

鎌ヶ谷市の特徴として、後期高齢者支援分については、近隣13市と比較して、所得割は3番目、平等割・均等割は低い方から4番目に低い状況にあります。

一般会計からの赤字繰入金につきましても、県内1人当たりの金額は4番目に高く、現状のまま平成28年度に改定を行わない場合、前述のとおり、平成28年度は新たに約2億4千万円の赤字が発生する予定のため、さらに1人当たり金額は高くなる可能性があります。

こうした背景を踏まえ、今回の保険料改定を考える場合のポイントをまとめると、前後いたしますが3ページをご覧ください。

平成28年度には新たな赤字が約2億4千万円発生すること、他市との保険料率のバランスや、応能割・応益割のバランスなどを考慮する必要があると考えています。

このことから、3ページに明記してありますとおり、後期高齢者支援金分を現行の所得割100分の1.84から2.15へ、均等割5,400円から9,000円へ引き上げる必要があると考えられ、改定することにより後期高齢者支援金分収入が約1億2千万円増となる予定です。改定後の影響につきましては、4人家族で給与収入約300万円の世帯の場合は年間約20,000円増、1人世帯で7割軽減を受けている世帯で、年間約1,100円の増額となります。

以上、鎌ヶ谷市国民健康保険料の現状と課題及び保険料の引上げ内容についてご説明させていただきました。

それでは引続き、ご提案させていただいた引上げ内容について提案理由を説明させていただきます。

保険料率を改定するに当たり、4つのケースを考えましたので、簡単に説明させていただきます。

まず、ケース1につきましても、資料5ページにあります、後期高齢者支援金分の赤字額を解消するケースとなり、所得割を1.36パーセント引き上げて3.20パーセントへ、均等割を14,100円引き上げて19,500円としたケースとなります。

続いてケース2は、保険料負担率を千葉県平均とする場合で、所得割を0.66パーセント引き上げて2.50パーセントへ、均等割を9,500円引き上げて14,900円としたケースです。

次のケース3につきましても、保険料率を近隣市平均とする場合で、所得割を0.31パーセント引き上げて2.15パーセントへ、均等割を3,600円引き上げて9,000円としたケースとなります。

最後に、ケース4につきましても、応能応益バランスを改善する場合となり、所得割の引き上げは行わず、均等割のみ4,000円引き上げて9,400円としたケースです。

この4つのケースから、高所得世帯から低所得世帯まで、広く保険料負担を

求めることが出来るケースは、ケース3と考えられることから、平成28年度料率改定につきましては、ケース3を採用いたしました。前述しましたが、平成28年度には新たに、約2億4千万円の赤字が見込まれており、ケース3を採用することにより、赤字見込額の半額となる約1億2千万円を保険料改定により賄うことが出来ると考えております。

以上の理由から、保険料改定案に基づき、平成28年度の国民健康保険料(後期高齢者支援金分)の料率を改定するため、国民健康保険運営協議会に諮問し、意見を伺ったうえで改定しようとするものです。

《質疑》

委員：国保会計が赤字なのは、後期高齢者の人数が増えたことだけではないと思われま。病気になるように予防するために、市ではどのような住民の健康づくりに取り組んでいますか。

事務局：医療費を抑制するために、ジェネリック医薬品の利用を促進しており、データヘルス計画を作成して病気の重症化予防などに取り組む予定です。

健康増進課長：市内を6つの地域に分け、各地域で講座を実施し、体操の会を作っていたり、談話室を開催しています。その談話室等に保健師が訪問し、予防について話をしています。また、65歳以上については、生活チェックリストへの回答を求め、健康に自信のない人に対しては、運動を半年間していただいています。

議長：日本老年学会が総会で、「現在の高齢者は10～20年前に比べ、5～10歳は若返っていると想定される」と発表しています。健康をいかに維持するか、高齢者の社会的居場所が重要だと思われま。

議長：保険料の料率改定により、保険料の増加額が年間約1,100円となる人はどのくらいいますか。

事務局：平成26年度の数字になりますが、所得が33万円以下で7割軽減対象者は、7,056人ほどでした。

委員：住所地特例者数が多ければ、国保の財政に負担になると思われまが、住所地特例者の人数はどのくらいいますか。

事務局：20～30人います。

委員：保険料を上げないと、平成28年度には赤字繰入額が約2億4千万

円増加となり、保険料を上げれば、赤字繰入額が約1億2千万円増加となるということですが、赤字繰入額はどこから補填されるのですか。

事務局：市税から補填されます。

委員：国保の運営主体が都道府県になることで、保険料が上がる可能性はありますか。

事務局：詳細は決まっていますが、県へ納める国保事業納付金は、医療水準と所得水準の按分になるとのことですので、東葛地域は県内でも所得は高いほうに位置していますので、保険料が上がる可能性が高いと思われます。

委員：保険料の料率改定を実施する時期はいつですか。

事務局：平成28年度です。

議長：それでは諮問案について、ご異議はありますか。

異議なしの声

議長：苦渋の選択ではありますが、国民健康保険運営を円滑に行うためには国民健康保険料の引上げをせざるを得ないと考えられることから、被保険者の理解が得られるよう、十分な周知を要望する意見を付したうえで、諮問のとおり答申を行います。答申書については、後日会長名で行います。

(2) 平成26年度国民健康保険に係る決算について

議長：平成26年度決算について、事務局へ説明を求める。

事務局：平成26年度の決算額は歳入が130億551万円で前年度より4億362万円の増加となりました。また、歳出は125億4,763万円で前年度より4億3,939万円の増加となっています。歳入、歳出ともに平成25年度決算より増加となったのは、保険給付費が平成25年度と比較して約2億9千万円増加したため、定率補助である国庫負担金が増加するなど収支ともに額が大きくなったためです。

それでは、平成26年度の主な決算について説明します。

まず、歳入の1款、国民健康保険料28億977万円につきましては、被保

険者数は減少しており、金額では下がっておりますが、収納率で見ますと現年度分で90.89パーセントとなっております、平成25年度と比較しまして0.47パーセント上昇いたしました。

3款、国庫支出金24億5,072万円につきましては、中心をなすのが療養給付等国庫負担金で、市町村が負担する療養給付費の32パーセントを国が負担するものとなっております、決算額は20億3,867万円となりました。

5款、前期高齢者交付金の決算額は、36億6,719万円で、平成25年度と比較しまして、845万円の増加となっております。この交付金は、前期高齢者である65歳以上75歳未満の方の加入率を全国平均と比較して加入率が低い保険者が、加入率の高い保険者に納めるものとなっております、前期高齢者の加入率は高まりましたが、全国でも加入率が上がっているため、ほぼ同額となったものです。

次に、歳出ですが、2款保険給付費82億2,802万円となっております、平成25年度と比較して3.7パーセント、2億9,318万円増となっております。保険給付費の主なものとしては、医療機関への支払いとなる療養給付費、主に柔道整復師などへの支払いとなる療養費、自己負担限度額を超えた被保険者への支払いとなる高額療養費及び高額介護合算療養費、出産した被保険者への支払いとなる出産育児諸費となります。

3款、後期高齢者支援金の決算額は、17億7,040万円となっております、平成25年度と比較しまして133万円の減額となっております。これは、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度への拠出金となっております、後期高齢者の医療費のうち、患者負担を除く4割を現役世代が拠出することになっており、保険者の加入者数に応じた金額を納めております。

7款の共同事業拠出金11億8,075万円については、対象となる8万円以上の医療費に対しての再保険事業であり、各保険者が拠出金を出し合い、歳入の7款共同事業交付金として交付されます。毎年、拠出額の超過が続いており、平成26年度についても3,481万円の超過となっております。以上主なものを説明しました。

《質疑》

議長：滞納繰越金があるが、滞納者に対してどのような対策をとっていますか。

事務局：有効期限の短い保険証を発行し、面談をし、生活状況を把握しています。休日や夜間にも納付相談を行い、悪質者に対しては、差押えをしています。

委員：どのくらいの効果が出ていますか。

事務局：収納率が平成24年度は90.26パーセント、平成25年度は90.42パーセント、平成26年度は90.89パーセントと上昇しています。

議長：出産育児諸費の手数料とはどういうものですか。

事務局：直接支払制度の手数料1件210円です。これは、本来であれば被保険者が出産後、出産育児一時金を保険者に対して請求するものですが、現在ほとんどの方が利用している直接支払制度では、医療機関と同意書を交わし、出産育児一時金を医療機関が国保連合会を通して保険者に請求できるため、直接、出産費用に充てることができる制度です。保険者は国保連合会へその手数料を払うこととなります。

議長：こどもの数は増えていますか。

健康増進課長：平成24年度の出産概数は、942人、平成25年度は878人、平成26年度は、858人で減少傾向にあります。

事務局：国民健康保険加入者で出産育児一時金を支給した件数についても、減少傾向にあります。

委員：葬祭諸費とはどういうものですか。

事務局：葬儀費用として喪主の方に1件につき5万円支払うというものです。

委員：高額療養費の支給額が多い病気は何ですか。

事務局：癌患者や心臓の病気などです。

(3)その他について

議長：その他について、事務局へ説明を求める。

事務局：まず、データヘルス計画について、途中経過を報告したいと思えます。平成26年4月に保健事業の実施に関する指針というものが改正されており、保険者は加入者の健康保持増進のための事業計画「データヘルス計画」を策定するようということになりました。

特に今回求められていることは2点あり、データを分析してその保険者の特徴をつかんだ保健事業を計画し、実施したら評価し、改善につなげていく

P D C Aサイクルをまわすこと。データ分析には平成26年秋から始動しましたK D B（国保データベースシステム）を利用することとなっています。このK D Bは、医療と介護と特定健診のデータを紐付けして分析できるようにしたものです。医療の部分は、医療機関から保険者にくる請求書の診療報酬明細書でレセプトと呼ばれていますが、その中には病名や治療にかかった費用が示されているためそれを利用しようとするものです。

しかし、このK D Bが稼働後不具合がみつき、今年の5月に修正が加えられましたので、鎌ヶ谷市としては、今年度策定したいと考えておりますので、今後開催されるこの運営協議会で示していきたいと考えておりますので報告いたします。

次に、今年の運営協議会の開催予定についてですが、第2回目は11月頃でデータヘルス計画について、第3回目は1月下旬頃で来年度予算について、計3回ほどを予定しております。

《質疑》 なし

議 長：以上で平成27年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会します。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成27年10月8日

鎌ヶ谷市国民健康保険運営協議会会長 徳田 訓康
